

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

青森県三戸郡 南部町長 あて  年 月 日提出										(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒		特別徴収義務者 指定番号	宛名番号		
											名称			連 絡 先	係名	
給与所得者 個人番号 フリガナ 氏名 (旧姓) 旧住所 (1月1日現在の住所) 現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日  年 月 日		異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 その他 ( )	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 普通徴収 (退職者本人が納付する) 2 一括徴収→①へ (残額を退職等の際に徴収) 3 特別徴収継続→②へ (別の事業所で徴収)
														円		

① 未徴収税額(ウ)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由		一括徴収予定額		一括徴収した税額	
1 異動が 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)。 2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。		合計 (上記(ウ)と同額)		円 (ウ)と同額は <input type="text"/> 月分 ( 月 日納期限) で 納入します。	

② 転勤等による新しい勤務先で、特別徴収の継続をする場合は、次の欄に記入してください。

月割額  円を  <input type="text"/> 月分から徴収して納入します。	(給与支払者) 新しい勤務先	所在地 〒		特別徴収義務者 指定番号 (新規)
		フリガナ		
納入書の使用について、該当する 番号に○印をつけてください。	1 使用する    2 金融機関の納入代行を利用するので使用しない    3 自社作製の納入書を使用するので使用しない	名称		氏名
		電話		

- ◎ 異動があった場合は、速やかに提出してください。
- ◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- ◎ 転勤等により新しい勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段(②)の事項を記入し、提出してください。